

広島国際大学看護学ジャーナル投稿規程

1. 本誌の名称は「広島国際大学看護学ジャーナル」とし、原則として年1回発行する。
2. 本誌を発行する目的は次のとおりとする。
 - 1) 看護学の学術的な発展に寄与する。
 - 2) 学部内に共通の研究発表の場を提供するとともに、専攻を超えた学際的共同研究活動を促進する。
 - 3) 論文発表の機会を提供する。特に、若手教員および大学院生に論文をまとめる経験の場を提供する。
 - 4) 広島国際大学看護学部、大学院看護学研究科、および助産学専攻科の研究・教育活動に関する外部への情報発信を行う。
3. 掲載される原稿は次のとおりとする。
 - 1) 総説：看護学や医療に関わる特定のテーマについて多面的に内外の知見を集め、また文献等をレビューして、当該テーマについて総合的に学問的状况を概説し、考察したもの。
 - 2) 原著論文：研究論文のうち、研究そのものが独創的で新しい知見が論理的に示されており、看護学や医療の知識として意義が明らかであるもの。
 - 3) 研究報告：内容・論文形式において原著論文には及ばないが、研究結果の意義が大きく、看護学や医療の発展に寄与すると認められるもの。
 - 4) 実践報告：医療等の現場や教育現場での実践報告で、発表の価値が認められるもの。
 - 5) 資料：調査や事例から得られたデータをまとめ、資料的価値が高く、編集委員会が適当と認めたもの。
 - 6) その他：公開講座や講演会の報告など、編集委員会が適当と認めたもの。
4. 投稿資格
 広島国際大学看護学部、大学院看護学研究科、および助産学専攻科の教員・大学院生・専攻科学生・本学修了／卒業生、および本学に関連する研究者
5. 原稿の審査
 - 1) 投稿原稿の掲載の可否は、編集委員会が依頼した2名の査読者による審査をもとに決定する。なお、査読を実施するのは原則として総説・原著論文・研究報告・実践報告であり、資料はその内容によって編集委員会で判断する。
 - 2) 査読は、原則として2回まで実施する。
 - 3) 論文の内容により必要に応じて学部外の専門家に査読を依頼することもある。
 - 4) 採用に際し、原稿の種類の変更を求めることがある。
 - 5) 倫理上問題となるもの、二重投稿に当たるものは採用しない。
 - 6) 投稿規定に沿っていないものは採用しない。
6. 執筆要項
 - 1) 原稿の書式
 - (1) 投稿原稿の1編は本文、文献、図表を含めて原則として下記の文字数とする。

	和文	英文		和文	英文
総説	12,000字以内	4,000 words	実践報告	12,000字以内	4,000 words
原著論文	16,000字以内	5,000 words	資料	12,000字以内	4,000 words
研究報告	12,000字以内	4,000 words	その他	12,000字以内	4,000 words
 - (2) 原稿は和文または英文とし、ワードプロセッサにより和文はMS明朝、英語はCenturyの書体を用いて作成する。
 - (3) 本文においては、記号、数字、英語は半角入力とし、コンマとピリオドは全角入力とする。
 - (4) A4版1ページに40字×30行で作成する。
 - (5) 単位および単位記号は、国際単位制度に従うものとする。

2) 原稿の様式

(1) 表紙

- ①原稿には表紙を付け、表題、著者名、所属、5語以内の keywords をいずれも和文、英文で記載する。
- ②英文表題は、文頭のみ大文字とする。
- ③サブタイトルは、前後にー を付ける。

(2) 論文要旨

- ①総説・原著の場合、和文 400 字程度で表記し、原著論文のみ英文要旨を 250 words 程度で表記する。
- ②研究報告・実践報告・資料・その他は、和文要旨 250 字程度で表記し、英文要旨は不要である。
- ③要旨の形式として、原著論文・研究報告は、背景、目的、方法、結果、結論の順番で文章を構成する。総説・実践報告・資料・その他については、その限りではない。

(3) 本文

- ①本文の形式として、原著論文・研究報告は原則として、背景（はじめに）、目的、方法、結果、考察、結論、文献の順番で文章を構成する。総説・実践報告・資料・その他については、その限りではない。
- ②章、節、項などをもうける場合は、原則として以下に従うものとし、インデントは下げない。

I. 1. 1) (1) ①

なお、この中で (1) のみ半角とする。

- ③結論のみは、一文字分本文のインデントを下げるなど見やすいよう工夫する。
- ④文中の引用方法は、APA 方式（著者名、発行年）とする。
例：～が明らかにされている（七田ら，2019）。
例：小笠原ら（2020）は、～と述べており、・・・
例：Thomas, et al. (1980) によると～、・・・
例：～であることが明らかにされている（Melnyk, et al., 2001）。
- ⑤書籍の場合は、ページ数を入れる。ページ数の p.の後には半角スペースを入れる。
例：～と明らかにされている（阪本ら，2018，p. 51）。

(4) 図、表および写真

- ①図、表および写真は、図 1、表 1、写真 1 など通し番号をつけ、投稿時には本文とは別に一括する。
- ②挿入希望位置およびサイズ希望がある場合は希望サイズ（例；「1/4 ページ分」、「1/8 ページ分」等）について、原稿右詰欄外にそれぞれ朱書きする。
- ③図、表には、タイトルを付ける。なお写真のタイトルは、必要に応じて判断する。

3) 引用文献の記載方法

- (1) 著者は、和文の場合、筆頭者から 6 名までとし、それ以上は「他」として省略する。英文の場合、著者数が 7 人までの場合は、引用文献リストに全著者の名前を書きだし、8 人以上の場合は 6 人目以降と最終著者名の上に ... を入れて省略する。英語論文の学会誌名および号数はイタリック体とする。
- (2) 記号、数字、英語は半角入力とする。コンマとピリオドについては、和文の場合は全角を使い、英文の場合は半角とする。
- (3) 記載の順番は、筆頭著者のアルファベット順とする。

(4) 各文献の記載例は以下に示す。見やすいように2行目からは1文字分下げる。

①雑誌掲載論文

島谷 智彦, 岩本 慶子, 兵庫 秀幸, 横崎 典哉, 佐伯 俊成, 田妻 進, 他 (2004).
酸関連疾患を巡る新しい展開 3種のプロトンポンプ阻害剤の半量投与・常用量投
与時の胃酸分泌抑制作用の比較 CYP2C19 homozygous extensive metabolizer
における検討, 胃分泌研究会誌, 36, 55-58.

②編集された書籍の論文あるいは章(雑誌掲載以外の論文)

東優子 (2000). ジェンダー指向をめぐる医療と社会, 原ひろ子, 根村直美(編), 健
康とジェンダー, 205-223. 明石書店, 東京.

③単行本

保坂隆 (1996). 精神医学へのアプローチ, 南江堂, 東京.

④翻訳書

Gergen, K. J. (1994, *Realities and Relationships: Soundings in social
construction*) / 永田素彦, 深尾誠 (2004). 社会構成主義の理論と実践—関係性
が現実をつくる. ナカニシヤ出版, 京都.

⑤電子資料

【政府機関や民間組織の文書】

文部科学省, 厚生労働省 (2016). 疫学研究に関する倫理指針, 2017年4月18日引
用 <http://www.mext.go.jp/shinkou/seimei/epidemiological/0412280.htm>.

⑥英語文献 (APA方式とする)

Gilbert, D. G., McClernon, J. F, Rabinovich, N. E., Sugai, C., Plath, L. C., Asgaard,
G., ... Botros, N. (2004). Effects of quitting smoking on EEG activation and
attention last for more than 31 days and are more severe with stress,
dependence, DRD2 A1 allele, and depressive traits. *Nicotine and Tobacco
Research, 6*, 249-267. doi:10.1080/14622200410001676305

7. 原稿の提出

- 1) 原稿の提出期限は, 編集委員会で決定して通知する.
- 2) 英文(抄録, 本文とも)に関しては, ネイティブチェックを受けることを原則とする.
- 3) 和文の原著は英文抄録が必要であるが, 提出は和文査読終了後とする.
- 4) 原稿(表紙, 図, 表を含む)は正1部, 副2部を添えて提出する. 副2部については, 氏名等
執筆者を特定できる情報を消去したものを提出する. 原稿のUSBメディア媒体提出については,
別途通知する.
- 5) 原稿の提出先は, 広島国際大学看護学ジャーナル編集委員会メールボックスとする.
- 6) 郵送の場合は, 封筒の表に「広島国際大学看護学ジャーナル投稿原稿」と朱書きし, 下記に郵
送する.

〒737-0112 広島県呉市広古新開5-1-1

広島国際大学看護学部内「看護学ジャーナル」編集委員会 宛

8. 校正

- 1) 著者校正は原則として査読前1回, 冊子印刷前1回, ゲラ原稿1回とする.
- 2) 著者校正時の大幅な加筆訂正は認めない.

9. 別刷り, カラー印刷は有料のこともありうる.

附則

この規程の改定は, 2020年4月1日から施行する.

この規程の改定は, 2022年4月1日から施行する.